（監事の選任に関する議案）

第百六十五条　理事（経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員）が監事の選任に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～五　（略）

六　候補者と当該組合との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

七　候補者を被保険者とする役員賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員賠償責任保険契約の内容の概要

2　（略）

（会計監査人の選任に関する議案）

第百六十五条の二　理事（経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員）が会計監査人の選任に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～四　（略）

五　候補者と当該組合との間で補償契約（法第三十七条の三第二項において準用する法第三十五条の七第一項に規定する補償契約をいう。以下この号において同じ。）を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

六　候補者を被保険者とする役員賠償責任保険契約（法第三十七条の三第二項において準用する法第三十五条の八第一項に規定する役員賠償責任保険契約をいう。以下この号において同じ。）を締結しているとき又は当該役員賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員賠償責任保険契約の内容の概要

七・八　（略）

（役員の報酬等に関する議案）

第百六十八条　理事（経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員）が役員（監事を除く。）の報酬等に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　法第三十五条の四第一項において準用する会社法第三百六十一条第一項各号（第三号から第五号までを除く。）に掲げる事項の算定の基準

二　議案が既に定められている法第三十五条の四第一項において準用する会社法第三百六十一条第一項各号（第三号から第五号までを除く。）に掲げる事項を変更するものであるときは、変更の理由

三・四　（略）

2　（略）

（議決権行使書面）

第百七十四条　（略）

2　（略）

3　第百六十条第四号ハに掲げる事項についての定めがある場合には、組合は、法第四十三条の六第二項の承諾をした組合員の請求があった時に、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報について電子提供措置をとらなければならない。ただし、当該組合員に対して、法第四十三条の六の二において読み替えて準用する会社法第三百二十五条の三第二項の規定による議決権行使書面の交付をする場合は、この限りでない。

4・5　（略）

（監事の選任に関する議案）

第百六十五条　理事（経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員）が監事の選任に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～五　（略）

（新設）

（新設）

2　（略）

（会計監査人の選任に関する議案）

第百六十五条の二　理事（経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員）が会計監査人の選任に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～四　（略）

（新設）

（新設）

五・六　（略）

（役員の報酬等に関する議案）

第百六十八条　理事（経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員）が役員（監事を除く。）の報酬等に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　法第三十五条の四第一項において準用する会社法第三百六十一条第一項各号に掲げる事項の算定の基準

二　議案が既に定められている法第三十五条の四第一項において準用する会社法第三百六十一条第一項各号に掲げる事項を変更するものであるときは、変更の理由

三・四　（略）

2　（略）

（議決権行使書面）

第百七十四条　（略）

2　（略）

（新設）

3・4　（略）